

静岡市 総合評価方式

制限付一般競争入札実施のための手引き Q&A

評価項目4 企業の工事成績について

Q：配点の算定式において、 $(X \leq A)$ のときは「0点」とする）とあるが、「Xが0点」と「配点が0点」のどちらか。

X：申請者の対象工種の工事成績平均点 A：対象工種の平均点

A： $X \leq A$ のときは、配点が0点ということです。本評価項目については、平成30年度までと変更ありません。

評価項目5 受注件数評価について

Q1：公告で指定する期間（公告日を含む四半期の直前の四半期）と基準日（契約日）の考え方を詳しく説明してほしい。

A1：下図により説明します。

例1 第I期期間中に、総合評価方式による受注をした場合

公告で指定する期間	I期 (4月～6月)	II期 (7月～9月)	III期 (10月～12月)	IV期 (1月～3月)
A社の受注実績 (契約日)	● (5/10)			
A社が加算対象 となる期間	○	×	○	○

受注した翌四半期は加算されない

例2 第I期、第II期期間中に、それぞれ総合評価方式による受注をした場合

公告で指定する期間	I期 (4月～6月)	II期 (7月～9月)	III期 (10月～12月)	IV期 (1月～3月)
A社の受注実績 (契約日)	● (5/10)	● (7/30)	● (9/20)	
A社が加算対象 となる期間	○	×	×	○

例3 前年度の第IV期期間中に、総合評価方式による受注をした場合

公告で指定する期間	前年度IV期 (1月～3月)	I期 (4月～6月)	II期 (7月～9月)	III期 (10月～12月)	IV期 (1月～3月)
A社の受注実績 (契約日)	● (3/1)				
A社が加算対象 となる期間	○	×	○	○	○

ただし、平成31年度（本評価項目運用開始初年度）については、平成30年度の受注実績は対象としない。

Q2：議会の議決に付すべき契約（議会案件）における契約日は、どこと解釈したらよいか。

A2：本契約日です。

評価項目6 配置予定技術者の施工実績について

Q：評価基準の「指定した工事」と「入札参加要件に指定した工事」の違いはなにか。

A：「指定した工事」は、総合評価加算項目一覧の「技術者の能力」に記載される加算対象となる工事です。「入札参加要件に指定した工事」は、入札公告の「入札参加資格要件」に記載される「会社の完成実績」となります。

評価項目8 優良技術者の配置について

Q1：発注者が指定する点数が、手引には土木工事のみ記載されているが他工種の点数は。

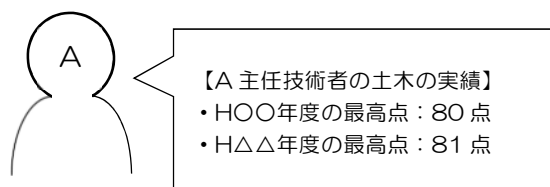
平成28年度 土木 上位5%程度：81点 上位20%程度：79点

平成29年度 土木 上位5%程度：82点 上位20%程度：80点

A1：記載の数値はあくまで例であり確定ではありません。各工種分野の点数は、土木工事を含め運用開始までに公表します。なお、照合については合格通知の年度で行ってください。

Q2：「発注者が指定する期間内のうちの工事成績表定点の最高点」の考え方について。

A2：指定する期間内の最高点により判断しますが、下記例の場合は注意してください。



土木	指定する点数		
	上位5% 程度	上位20% 程度	平均点 程度
H〇〇	80	79	77
H△△	82	81	79
H◇◇	81	79	78
配点	3点	2点	1点

H〇〇年度の最高点：80点 … H〇〇年度の上位5%程度に該当し、配点は3点

H△△年度の最高点：81点 … H◇◇年度の上位20%程度に該当し、配点は2点

→平成〇〇年度の最高点80点で申請した方が、配点が高い

★評価項目の配点上、最も有利となる点数とすることができます★

Q3：最も良い配点とならない工事成績で申請してしまった場合について。

A3：手引P11の【提出書類】に記載のとおり（下記に抜粋）、入札参加者の申請に基づくこととしているため、入札参加申請書類提出期限後の変更はできません。

※複数の評価対象がある技術者については、評価されたい1件の写しとする。

※申請書類に対し、発注者からの確認・注意等は行わないため、評価対象の選出には十分に注意すること。

Q4：事故等により減点された場合の影響範囲について。

A4：工事の品質向上効果を求める評価項目なので、指定する期間内における最高実績を評価します。減点の影響は当該工事についてのみであり、他工事への影響はありません。

評価項目 10 若手技術者の配置について

Q1：35歳以下の主任（監理）技術者（1.0点）と、35歳以下の現場代理人（0.5点）を申請する場合、本評価項目の加点は何点になりますか。

A1：本評価項目の加点の上限は1.0点です。

Q2：現場代理人の変更は可能ですか。

A2：工事着手以降は認めません（やむを得ない場合を除く）。

Q3：工事着手以降とは具体的にはいつからですか。

A3：主任技術者等通知書の提出日以降です。

評価項目 13 災害に強いまちづくり、評価項目 14 ライフラインの保全について

Q1：静岡市と災害協定を結んでいるタイミングは、いつ時点であれば有効ですか。

A1：公告の日時点で結んでいることが条件となります。ただし、当該項目については、本市主催の防災訓練への参加実績も併せて求めているのでご注意ください。

Q2：「公共土木施設における地震・災害対策計画書における、班長業務の担当である」ことを証明するにはどのような書類が必要か。

A2：公共土木施設における地震・災害対策計画書および名簿を公表します。名簿により判断してください。なお、書類の提出等手続きは必要ありません。

評価項目 16-2 地域精通度について

Q1：発注者が指定する中学校区とはなにか。

A1：発注案件の工事箇所を含む中学校区を指定します。ただし、2つの中学校区にまたがるケースにおいて、片方の中学校区にかかる面積が小さい場合などは指定されないことがあります。

Q2：主たる営業所を年度途中で移転した場合はどうなるのか。

A2：移転した時点で速やかに契約課に届け出をしていただく必要があります。提出日時点で移転先の中学校区が対象となります。

評価項目 20 維持管理の実績について

Q：上水道閉庁時修繕受付業務を組合が受注した場合、維持管理業務の実績がなくても組合構成員であれば評価対象となるか。

A：組合が受注した場合は、組合から待機当番店（企業）として指定された場合に適用となります。この際、出勤実績に関わらず評価されます。